

○ 平成 27 年 1 月 30 日 第 1 回福祉医療費給付金臨時専門分科会

長野市の福祉医療制度の見直しについて 答申

子どもの福祉医療の対象年齢は、平成 24 年 10 月から、入院・通院ともに小学校 6 年生までに拡大されたところであります。しかし、子育て中の若い世代からは、更なる対象年齢拡大の要望の声が聞かれます。

長野県は「子育て支援戦略」において、平成 27 年度から、子どもの医療費助成のうち、入院について対象を「小学校 3 年生まで」から「中学校卒業まで」に拡大し、及び 18 歳未満の障害児の所得制限を撤廃する方針を明らかにしました。

本審議会としても、子育て世帯における経済的負担を軽減することについては、少子化対策の一環として重要であると受け止めています。県の方針を踏まえ、県補助の拡大部分については、長野市においても早期に実施する必要があると判断し、第一次分として以下のとおり答申します。

- 1 子どもの福祉医療の対象年齢については、比較的費用負担が大きい入院に関し、平成 27 年度から、対象年齢を「小学校 6 年生まで」から「中学校卒業まで」に所得制限なしで拡大することが適当である。
- 2 18 歳未満の障害児の福祉医療については、身体障害者手帳 1、2、3 級の所持者及び療育手帳 A1、A2、B1 の所持者については、既に所得制限は廃止済みであり、精神障害者保健福祉手帳 1、2 級の所持者についても、平成 27 年度から所得制限を廃止することが適当である。
- 3 子どもの福祉医療のうち、通院の対象年齢の拡大については、できるだけ早期の実現を目指し、財政状況等を考慮しながらその実施方法等について引き続き検討することが適当である。